

光学区住みよいまちづくり協議会 推進委員会

日 時：2024年（令和6年）7月17日（水）19:00～
場 所：光交流館

次第

1 開会あいさつ

2 光学区民憲章唱和

3 会長あいさつ

4 研修

「地域包括支援センター」の役割について

講師：福山市地域包括支援センター野上　　来田　一博　さん　他2名

5 議題

(1) 2023年度（令和5年度）活動報告

(2) 2024年度（令和6年度）活動方針及び事業計画（案）

(3) 2024年度（令和6年度）役員構成

(4) 規約改正

6 閉会

光学区民憲章

1 笑顔であいさつ 元気で明るいまちをつくりましょう

1 声をかけあい助け合い 安心なまちをつくりましょう

1 国宝と遺跡のまちを愛し 誇りをもちましょう

1 芦田川を大切にし マナーと心がけできれいなまちをつくりましょう

1 子どもたちのために 未来へ続く光学区をつくりましょう

福市民憲章　一本文一

1 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう

1 小さな親切を 勇気をもって行いましょう

1 きまりを守り よい習慣をつくりましょう

1 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう

1 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう

1 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

(1) 2023年度(令和5年度)住みよいまちづくり協議会活動報告

1.取り組み状況

人権問題に対する正しい理解と認識を深めること・地域に関する話し合いをすることにより「明るい住みよいまちづくりの実現」をめざし、協議会も44年間の学習活動を継続してきました。

2023年度の学習テーマは「くらしの中のさまざまな問題を考える」とし、今までに積みあげてきた学習会の実績をいかし、今日的な人権を巡るさまざまな問題や身近な地域の課題を考える中で誰もが自身の問題として差別や不合理・矛盾について話し合い、基本的人権の大切さを学習できる場にしていきました。

また、地域の活性化にむけて問題点を共有し、対策を話し合うなど「誰もがいつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりの実現にむけて、個人や町内会単位でできることはすぐ実行していくよう取り組みを行いました。

2.取り組み経過

月/日	行事名	内 容	参加者
7/ 5 (水)	事務局 打ち合わせ	・役員会(7月12日開催)にむけての検討 ・研修内容について	6人
7/12 (水)	役員会	・推進委員会(7月19日開催)にむけての検討	13人
7/19 (水)	推進委員会	・2022年度(令和4年度)活動報告 ・2023年度(令和5年度)活動方針及び事業計画(案) ・2023年度(令和5年度)役員構成 ・研修 人権啓発DVD「バースディ」視聴	54人 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">リモート 9人 (内数)</div>
9/ 5 (火)	事務局 打ち合わせ	・推進委員会(9月13日開催)にむけての検討 *「住みよいまちづくり学習会」にむけて *教材の検討	5人
9/13 (水)	推進委員会	・「住みよいまちづくり学習会」の進め方に ついて ・教材・日程について 他 ・教材視聴「老いを生きる」	56人 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">リモート 11人 (内数)</div>
10/ 7～ 11/19	町内会別 「住みよいまち づくり学習会」	学区内16町内会18会場で実施	273人
2/ 6 (火)	事務局 打ち合わせ	・推進委員会(2月14日開催)にむけての 検討	5人
2/14 (水)	推進委員会	・「住みよいまちづくり学習会」報告 ・今年度のまとめ・来年度に向けて	61人 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">リモート 12人 (内数)</div>

3. 「住みよいまちづくり学習会」取り組み状況

(1) 学習テーマ

- 「暮らしの中のさまざまな問題を考える」
- 現代的な課題としての高齢者、青少年、障がい者、女性、外国人などそれぞれの人権問題について考えてみよう。
- 地域活性化・住みよいまちづくりのために何ができるか考えてみよう。
- 身元調査お断りステッカー運動を継続して推進しよう。
- 登録型本人通知制度を推進しよう。

(2) 重点目標

- 近隣を誘い、昨年より少しでも参加者を増やし、地域の輪を広げる。
- 人権問題は、一人ひとりの問題として受けとめ、より幅広い年齢層の参加が得られる努力を進める。
- 高齢者に関する問題について考える。
- 各種団体別研修を実施する。
- 身元調査お断りステッカー運動の拡充に努める。
- 登録型本人通知制度を推進する。
- 推進委員は他町内会・他団体の学習会に参加し、参考にする。
- SDGsを知ろう。

(3) 学習方法

○ビデオフォーラム

- 人権啓発DVD①「老いを生きる」(10会場)
- DVD② 「心ゆたかに生きる」(5会場)

- その他の教材等を使って話し合い (3会場)
 - 「高齢者の見守り活動」「災害時における共助体制づくりに関すること」など身近な問題について

(4) アンケートについて

参加者の意見を今後に反映させるため、記述欄を設けたアンケートの記載をお願いしました。

(5) 実施期間

2023年10月7日から11月19日までの間

(6) 住みよいまちづくり学習会実施状況

月	日(曜)	町内会名	会 場	学習形態
10	7(土)	下之丁	草戸コミュニティ	話し合い (暮らしの中のさまざまな人権問題)
	13(金)	栄	光交流館	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	14(土)	光	光交流館	話し合い (高齢者の見守り活動)
	20(金)	淀川睦 ☆	特別養護老人ホームくさど	ビデオフォーラム 「老いを生きる」

月	日(曜)	町内会名	会場	学習形態
10	21(土)	沖野上親栄	草戸の家	話し合い (災害時における体制づくり)
	21(土)	沖野上親和☆	町内会長宅	ビデオフォーラム 「心ゆたかに生きる」
	29(日)	淀川親和会	光交流館	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	29(日)	南鷹取	光交流館	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
11	4(土)	西鷹取	鷹取ふれあいプラザ	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	9(木)	朝日	嘉会庵	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	10(金)	朝日★	嘉会庵(朝日会)	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	10(金)	双葉	特別養護老人ホームくさど	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	11(土)	東鷹取☆	鷹取ふれあいプラザ	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	11(土)	芦田★	芦田町内会館(芦田カフェ)	ビデオフォーラム 「心ゆたかに生きる」
	11(土)	芦田	芦田町内会館	ビデオフォーラム 「老いを生きる」
	12(日)	半坂	半坂会館	ビデオフォーラム 「心ゆたかに生きる」
	17(金)	淀川	光交流館	ビデオフォーラム 「心ゆたかに生きる」
	19(日)	上・中ノ丁	上之丁会館	ビデオフォーラム 「心ゆたかに生きる」
計		16町内会	18会場	

☆参加人数を制限するため、役員のみに参加を呼びかけて実施した・・・3会場

★高齢者のみに呼びかけて昼間実施した ・・・2会場

16町内会・18会場で学習会を実施し、学区町内会加入世帯1,950世帯のうち1,563世帯に参加を呼びかけ、総参加者は278人でした。(2022年度238人)

(7) 住みよいまちづくり学習会の成果と課題

①成 果

高齢者に関する問題について学習会を行った地域では、身近にいる認知症の方への理解を深め、民生委員や地域包括支援センターなどの行政機関と連携しながら、地域で見守っていくことが大切だということを再認識できました。

また、他人との関わりについて自分だけの考えにとらわれず、相手の行動と気持ちを汲みとて対応できれば豊かな人生を送ることができることを学びました。

②課 題

DVDを視聴して、参加者相互の意見交換をすることが難しく、司会者の発言を聞いて終了するだけの会場も見受けられました。

リーフレット「新時代を生きる」は、多くの会場で配布はされたものの十分な活用ができませんでした。

4. 団体別研修の実施状況

月 日	団体名	テーマ及び教材	講 師	参加者
10 12	在住行政職員の会	<p>「人権尊重のまちづくりと行政職員の役割」</p> <p>* 「老いを生きる」動画視聴 * リーフレット「新時代を生きる」について * その他の研修資料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 登録型本人通知制度 • SDGsと人権教育 • アンコンシャス・バイアス ～無意識の思い込み・偏見～ 他 	高橋 雅和	14人

5. 「住みよいまちづくり学習会」における住民の意見・質問等（主なもの）

◆理解が進んでいる内容

【高齢者問題に関するもの】

- ・高齢者のいる家庭は、家族全員で関心をもって見守っていくことで、認知症などの早期発見につながる。
- ・他者との関わりが多いほど認知症になりにくく、健康寿命が長いといわれている。趣味をもって楽しんだり、からだを動かすようにする。
- ・ふれあいカフェやオレンジカフェに参加して、引きこもり防止につなげたい。
- ・詐欺対策として、留守番電話にしておくか、知らない番号の電話に出ないようにすること。
- ・携帯電話やスマホにも不審なメールが入ってくるが、返信しないこと。
- ・高齢者の立場になって考えることが大切。相手（認知症）の話を優しさをもってじっくりと聞く姿勢、認知症の方の気持ちを充分理解しようという姿勢が必要。
- ・介護をする家族も、家の中だけに閉じこもらず、抱え込まないように周りに助けを求めることが大事。
- ・老人会に加入されている方は、お互いに気にかける事ができる。外でふれあい、話をする機会をもつことは大切だと思う。
- ・包括支援センターなどの公的機関を上手に利用していく手だてもある。

【身近な地域の問題に関するもの】

- ・井戸端会議などを通して、近隣の住民同士が日頃からふれあいを深める活動が大切。
- ・防災について、地域の緊急避難場所について再確認をした。町内会で連絡網を作ることも必要ではないか。一人で判断するのは難しいので、声をかけあって避難することが大切。
- ・町内会の行事に参加して、みんな“顔なじみ”になることが、災害時の避難の時にも役立つのではないか。

- ・高齢者で困っている方がいたら、町内会長や民生委員に相談して、地域包括支援センターへ連絡してもらうという行動に移すことが大切。
- ・困っている人を見かけたら「何かしてあげよう」と思うのではなく、「どうしましたか?」くらいの声掛けで大丈夫だ。

【住民学習会のありかた・進め方に関するもの】

- ・今年度、話し合い学習を実施した会場では、「次年度は高齢者問題のDVD鑑賞を取り入れた学習会を実施したい」という意見があった。

◆課題となってのこる内容

【高齢者問題に関するもの】

- ・高齢者と近所の人々の係わり方（ゴミ出し・回覧板等）について、町内会としてどこまでの対応ができるか考えていきたい。
- ・いまだに詐欺と思われる電話がかかってくる。
- ・認知症と思われる人を見かけたとしても、誰と連絡をとり、どのようにすればよいのかわからない。

【身近な地域の問題に関するもの】

- ・町内会役員の後継者不足で困っている。
- ・高齢者の多い町内会なので、役員決めもなかなか難しく、町内運営が機能しづらい。
- ・地域の繋がりの薄さを感じる。
- ・町内会未加入の方は繋がりがないため、困っていることがあっても気づいてあげられない。

6. 「住みよいまちづくり学習会」アンケート結果（集計一覧別紙）

＜ アンケート自由記述欄から ＞

問4 どんな学習内容を望むか。（7. その他を選んだ方の自由記述欄から）

- ・インターネットなど、身近に起きやすい犯罪について
- ・防災、災害について
- ・LGBTについて
- ・地域の課題について
- ・振り込め詐欺防止について
- ・詐欺被害にあわないための学習会
- ・子どもの育成
- ・人の思いやり
- ・話ができる機会が少しでも多くなる事業
- ・住みよいまちはどのようにすればよいか…
- ・子どもの不登校→子どもの居場所
- ・DVD「心ゆたかに生きる」林住職のお話、とても素晴らしかった。今までのどのDVDよりも楽しくてそして考えさせられる内容だった。完全版を見たい。
- ・世代を超えたコミュニケーションなど。

問5 「すべての人が大切にされるまちづくりが進んでいる」と思わない理由

- ・町内会の人数が減っており、人間関係が疎遠になっていると思う。
- ・困った時にどこに相談してよいかわからない。役所の案内部署等を隨時広報してもらいたい。
- ・思いはあるかもしれないが、前に進んではいない。
- ・近所付き合いがない。個人的な考え方・行動が多い。
- ・地域の隣近所のコミュニケーションがとれていない。プライバシーの保護が叫ばれる中、難しい点もある。

問6 その他の意見

【今回の学習会に関して】

- ・もっと地域の方が参加されたらよいと思った。
- ・学習会に参加しない人たちに参加してもらえるよい方法を話し合いたい。
- ・活発な意見交流ができる、有意義な会になった。
- ・貴乃花の話は感動した。スポーツの力はすごいと思った。（「心ゆたかに生きる」を鑑賞）
- ・今年のDVDは大変よかったです。

【地域の在り方について】

- ・地域の高齢者が参加できる身近なサークルを。
- ・高齢者問題については今後もさまざまな問題が出てくる。色々な角度から見つめていきたい。
- ・近所の高齢者の方々に、もっと声かけができるようにしましょう。
- ・顔がつながる町内会になればよいと思った。
- ・年寄り等が困っている時、緊急応援隊のようなものがあれば助かると思う。
(例：草刈り、重い簞笥等の移動など些細な困り事の手助け)

【深めたい内容・尋ねたい内容に関して】

- ・高齢者ばかりの町内会では役員も決まらず町内が廻らない。
- ・地域の理解について
- ・地域包括支援センターについて利用方法を知りたい。
- ・少子高齢化が進む中で対応をどの様にすればよいか。
- ・今でもなくならないいじめ問題
- ・防災意識を高める動画の視聴の機会があるとよいと思った。
(東日本大震災、阪神淡路、熊本地震等で地域がどう結束し乗り越えたかのような話)
- ・子ども会からの脱退（退会）の協議

●2024年度にむけて (2024/2/14 推進委員会より)

- ・本年度それぞれの町内会で出た意見をもとに、自町内会で学習したい内容を報告してもらい、それにふさわしい教材を準備します。
- ・活動を身近に感じてもらえるよう、住みよいまちづくり学習会や団体別研修会にとどめることなく、学区全体を対象とした行事や地域の集まり（カフェなど）、あらゆる機会を通した啓発活動に取り組みます。
- ・「地域包括支援センター」の役割について十分に周知されていない現状があると思われることから、推進委員会研修で講座を実施します。
- ・参加者に高齢者が多く、アンケート結果からも引き続き、高齢者問題について取りあげるのは妥当だろうが、若い人の考え方・意見も聞いてみたい。→団体別研修等の実施
- ・「認知症基本法」も制定され、認知症の人も生きやすい社会をめざしている。特殊詐欺防止対策も含め、高齢者問題に関することは次年度も継続していく。

2023年度住みよいまちづくり学習会 アンケート集計一覧

1. あなたの年齢は？

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合 計
人 数	0	0	5	26	29	71	81	46	258
率(%)	0.0	0.0	1.9	10.1	11.2	27.5	31.4	17.8	100
2021年度(%)	0.0	0.0	9.1	12.4	9.7	24.2	30.6	14.0	100
2022年度(%)	0.0	0.0	6.3	6.8	9.5	33.0	30.3	14.0	100

2. 町内会別「住みよいまちづくり学習会」に、今回を含めて何回ぐらい参加されましたか？

	初めて	2~9回	10回以上	未回答	合 計
人 数	55	117	83	3	258
率(%)	21.3	45.3	32.2	1.2	100
2021年度(%)	21.5	49.5	29.0	0.0	100
2022年度(%)	14.0	52.9	31.7	1.4	100

3. 今回の学習会はよく理解できましたか？

	理解できた	だいたい理解できた	理解できなかつた	未回答	合 計
人 数	155	85	4	14	258
率(%)	60.1	32.9	1.6	5.4	100
2021年度(%)	50.0	40.9	2.7	6.5	100
2022年度(%)	57.9	35.7	0.9	5.4	100

4. どのような学習内容がいいですか？（複数回答あり）

	高齢者問題	女性問題	身回りの差別-偏見	青少年問題	障がい者問題	同和問題	その他	未回答	合 計
人 数	167	12	53	20	24	6	20	11	313
率(%)	53.4	3.8	16.9	6.4	7.7	1.9	6.4	3.5	100
2021年度(%)	45.5	5.7	14.2	13.0	6.9	2.0	6.5	6.1	100
2022年度(%)	49.6	2.7	18.8	7.4	6.3	0.4	7.0	7.8	100

5. あなたが住んでいる地域では、すべての人が大切にされるまちづくりが進んでいると思われますか？

	そう思う	どちらかといえどもそう思う	どちらかといえどもそう思わない	そう思わない	わからない	未回答	合 計
人 数	42	159	18	6	30	3	258
率(%)	16.3	61.6	7.0	2.3	11.6	1.2	100
2021年度(%)	21.5	55.4	5.9	2.2	14.0	1.1	100
2022年度(%)	20.8	56.6	5.4	0.9	14.9	1.4	100

* 2023年度 参加者273人のうち、アンケート回答者は258人

(2) 2024年度(令和6年度)住みよいまちづくり協議会事業計画（案）

【活動方針】

光学区では、人権に対する正しい理解と認識を深めること・地域に関する話し合いをすることにより「明るい住みよいまちづくりの実現」をめざし活動を展開してきました。

こうした「住んでよかった」「地域を良くしていきたい」という地道な活動から、隣近所同士で日常的に信頼関係と助け合いの精神が育まれ、コミュニケーションの再生や支えあいつながら合うまちづくりが進んできています。

本年度も「住みよいまちづくり学習会」では、高齢者や女性、子ども、障がい者、外国人などすべての人の視点で差別や不合理・矛盾について話し合い、基本的人権の大切さを学習できる場にしていきます。また、地域の活性化をめざして問題点の共有化・対策を話し合う場にしていきます。そして、この学習を通して、一人ひとりが差別をなくすための具体的な行動に繋げ、地域が活性化するための取り組みを推進する一助にしていきます。

今後も「誰もがいつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するための話し合いの場として位置づけ、学んだことが活かせる学習を推進していきましょう。

1. 本年度の学習テーマ

「くらしの中のさまざまな問題を考える」

○現代的な課題としての高齢者、青少年、障がい者、女性、外国人などそれぞれの人権について考えてみよう。

○地域活性化・住みよいまちづくりのために何ができるか考えてみよう。

○身元調査お断りステッカー運動を継続して推進しよう。

○登録型本人通知制度を推進しよう。

2. 重点目標

①近隣を誘い、昨年度より少しでも参加者を増やし、地域の輪を広げる。

②人権を一人ひとりの現代的な課題として受けとめ、より幅広い年齢層の参加が得られる努力を進める。

③高齢者に関する問題について考える。

④各種団体別研修を実施する。

⑤身元調査お断りステッカー運動の拡充に努める。

⑥登録型本人通知制度を推進する。

⑦推進委員は他町内会・他団体の学習会に参加し、参考にする。

⑧SDGsを知ろう。

⑨地域包括支援センターの地域との関わりを知ろう。

3. 学習テーマをみんなのものにするために

○集う •一人でも多くの人に集まってもらう。

•参加しやすい体制・会場・雰囲気づくりをする。

○学ぶ •身近な人権侵害を通じて、その解決方法を皆で考える。

•発言を尊重し、より多くの意見を引き出す。

○結ぶ •個人や町内会単位でできることはすぐ実行する。

•一人ひとりは弱いもの、みんなで取り組む。

4. 単位町内会主体の活動に位置づけて「住みよいまちづくり学習会」として、身近な親しみやすい内容での学習会の構成・啓発活動を進める。

5. 2024年度（令和6年度）事業計画（案）について

月 日	曜日	行事名・内 容
7/ 3	水	事務局打ち合わせ ・役員会（7月10日開催）にむけての検討 ・研修内容について
7/10	水	役員会 ・推進委員会（7月17日開催）にむけての検討
7/17	水	推進委員会 ・2023年度（令和5年度）活動報告 ・2024年度（令和6年度）事業計画（案） ・研修 講演「地域包括支援センターの役割」
9/ 6	金	事務局打ち合わせ ・「住みよいまちづくり学習会」にむけて資料の検討 ・教材の検討
9/18	水	推進委員会 ・「住みよいまちづくり学習会」の進め方について 使用教材・学習会の日程について ・実施計画書の提出について
10月～ 11月中		学習会（年1回以上）開催後報告（まとめ）
1/		事務局打ち合わせ ・役員会にむけて資料の検討
2/		役員会 ・推進委員会にむけて資料の検討 ・「住みよいまちづくり学習会」報告 ・今年度のまとめ・来年度に向けて
2/		推進委員会 ・「住みよいまちづくり学習会」報告 ・今年度のまとめ・来年度に向けて

(3) 2024年度(令和6年度)光学区住みよいまちづくり協議会役員(案)

職名	名前	所属団体・機関
会長	花谷 忠厚	町内会連合会 まちづくり推進委員会 交流館運営委員会
副会長	岩本 敏秀 渡邊 賢司 中原 幸子 高田 幸恵 佐藤 孝次郎	老人クラブ連合会 町内会連合会 福祉を高める会 在住行政職員の会 交 流 館
事務局長	高橋 雅和	在住行政職員の会
事務局員	桑原 龍三 青山 勇一 滝宮 大地 東 和幸 水成 基裕 塩出 里子 樋口 裕子	町内会連合会 体 育 会 光小学校PTA 子ども会育成連絡協議会 中部地域振興課 交 流 館 交 流 館

役員会の構成団体と人数

団体・機関名	人 数	団体・機関名	人 数
町内会連合会	3	まちづくり推進委員会	1
老人クラブ連合会	1	交流館運営委員会	1
体 育 会	1	在住行政職員の会	2
福祉を高める会	1	中部地域振興課	1
子ども会育成連絡協議会	1	交 流 館	3
光小学校PTA	1		
		合 計 (延べ人数) (実人数)	16 14

2024年度（令和6年度）光学区住みよいまちづくり協議会推進委員

団体・機関名	名 前	団体・機関名	名 前
上・中ノ丁 町内会	渡邊 賢司	民生委員会 (上・中ノ丁)	古川 容子
上・中ノ丁 町内会	花谷 敏明	民生委員会 (芦田)	福田 守孝
下之丁 町内会	大土井 昭夫	民生委員会 (芦田)	花谷 忠厚
下之丁 町内会	高田 省三	民生委員会 (東鷹取)	正木 幾夫
下之丁 町内会	高田 吉一	民生委員会 (東鷹取)	渡邊 千恵
半坂 町内会	志田原 久人	民生委員会 (西鷹取)	谷屋 幸子
半坂 町内会	小林 日出男	民生委員会 (南鷹取)	北村 幸枝
芦田 町内会	花谷 忠厚	民生委員会 (南鷹取)	石橋 京子
芦田 町内会	小土井 準也	民生委員会 (淀川)	門田 雅子
芦田 町内会	近藤 博夫	民生委員会 (淀川)	岩本 妙子
東鷹取 町内会	小林 祥二	民生委員会 (淀川睦)	福島 健二
東鷹取 町内会	藤井 敏文	民生委員会 (栄)	伊田 典子
西鷹取 町内会	小林 正直	民生委員会 (光)	久保岡 泉
西鷹取 町内会	山本 信三	民生委員会 (朝日)	佐藤 泰造
南鷹取 町内会	上代 隆志	民生委員会 (朝日)	池田 秀志
南鷹取 町内会	高田 実	まちづくり推進委員会 (芦田)	花谷 忠厚
淀川 町内会	高橋 俊博	老人クラブ連合会 (淀川)	岩本 敏秀
淀川 町内会	延谷 一善	老人クラブ連合会 (南鷹取)	岡田 仁志
淀川親和会 町内会	佐藤 孝次郎	体育会 (芦田)	青山 勇一
淀川親和会 町内会	島本 守邦	子ども会育成連絡協議会 (淀川親和)	東 和幸
淀川睦 町内会	松村 孝司	青少年育成員協議会 (東鷹取)	桑田 弘史
栄町親交会 町内会	梅田 敏臣	地域安全推進協議会 (西鷹取)	小林 正直
栄町親交会 町内会	池田 義人	南防火協会光支部 (朝日)	春名 孝一郎
沖野上親和 町内会	畠 信次	福山市消防団霞分団 (上・中ノ丁)	日野 朋政
沖野上親和 町内会	井上 義夫	公衆衛生推進委員会 (南鷹取)	金尾 富子
沖野上親栄会 町内会	岡本 正三	交通安全自治会 (淀川)	小林 誠
沖野上親栄会 町内会	楨田 崇志	福祉を高める会 (南鷹取)	中原 幸子
光 町内会	乗原 龍三	明るい選挙推進協議会 (芦田)	花谷 忠厚
光 町内会	河城 健夫	保護司会 (南鷹取)	上代 隆志
双葉 町内会	川上 澄雄	光小学校PTA (南鷹取)	滝宮 大地
双葉 町内会	岡田 博昭	鷹取中学校PTA (芦田)	高前 瑞穂
朝日 町内会	小坂 章則	鷹取中学校PTA (東鷹取)	大福 めぐみ
朝日 町内会	池田 武光	野上保育所	下井 真木

団体・機関名	名 前	団体・機関名	名 前
草戸こども園	辻 芳子	在住行政職員の会（東鷹取）	八田 英二
光 小学校	山上 秀樹	在住行政職員の会（光）	島村 悅子
鷹取中学校	前田 むつみ	在住行政職員の会（淀川）	古山 美宏
光交流館運営委員会（芦田）	花谷 忠厚	在住行政職員の会（西鷹取）	佐藤 聖二
在住行政職員の会（南鷹取）	難波 和通	在住行政職員の会（半坂）	近藤 秀雄
在住行政職員の会（下之丁）	高田 幸恵	在住行政職員の会（東鷹取）	原 拓司
在住行政職員の会（東鷹取）	串田 靖広	在住行政職員の会（淀川親和）	田上 雅章
在住行政職員の会（淀川睦）	松井 利光	在住行政職員の会（芦田）	加藤 謙作
在住行政職員の会（朝日）	長岡 保博	在住行政職員の会（芦田）	藤川 弘安
在住行政職員の会（東鷹取）	来原 陽介	在住行政職員の会（南鷹取）	原井 亮次
在住行政職員の会（東鷹取）	岡崎 浩士	中部地域振興課	水成 基裕
在住行政職員の会（芦田）	佐藤 貴保	光 交流館	佐藤 孝次郎
在住行政職員の会（淀川睦）	安原 正峰	光 交流館	樋口 裕子
在住行政職員の会（淀川睦）	原 幹二郎	光 交流館	塙出 里子
在住行政職員の会（淀川）	高橋 雅和		

推進委員の構成団体と人数

団体・機関名	人 数	団体・機関名	人 数
町内会連合会	33	福祉を高める会	1
民生委員会	15	明るい選挙推進協議会	1
まちづくり推進委員会	1	保 護 司 会	1
老人クラブ連合会	2	小学校 P T A	1
体 育 会	1	中学校 P T A	2
子ども会育成連絡協議会	1	保育所・こども園	2
青少年育成員協議会	1	小 学 校	1
地域安全推進協議会	1	中 学 校	1
南防火協会光支部	1	交流館運営委員会	1
福山市消防団霞分団	1	在住行政職員の会	21
公衆衛生推進委員会	1	中部地域振興課	1
交通安全自治会	1	交 流 館	3
		合 計（延べ人数）	95
		(実人数)	88

光学区住みよいまちづくり協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、光学区住みよいまちづくり協議会 と呼ぶ。

（目的）

第2条 この会は、人権尊重を基本にくらしの中のさまざまな問題を考え、「明るい住みよいまちづくりの実現」をめざす意欲と実践力をもった学区民の育成を目的とする。

（構成）

第3条 この会は、次の団体・機関をもって構成する。

- (1) 光学区町内会連合会
- (2) 第6区民生委員・児童委員協議会
- (3) 光学区まちづくり推進委員会
- (4) 光学区老人クラブ連合会
- (5) 光学区体育会
- (6) 光学区子ども会育成連絡協議会
- (7) 光学区青少年育成委員会
- (8) 光学区地域安全推進協議会
- (9) 南防火協会光支部
- (10) 福山市消防団霞分団
- (11) 光学区公衆衛生推進委員会
- (12) 光学区交通安全自治会
- (13) 光学区の福祉を高める会
- (14) 明るい選挙推進協議会光学区委員会
- (15) 光学区在住行政職員の会
- (16) 光小学校PTA
- (17) 鷹取中学校PTA
- (18) 野上保育所
- (19) 草戸こども園
- (20) 光小学校
- (21) 鷹取中学校
- (22) 光交流館運営委員会
- (23) 保護司会
- (24) 光交流館
- (25) 中部地域振興課

(事務局)

第4条 この会の事務局は、光交流館内に置く。

(事業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権尊重の啓発推進のために必要な調査研究・資料収集及び作成に関するこ
- (2) 「住みよいまちづくり学習会」の推進、諸計画の立案・実施に関するこ
- (3) 目的達成のために必要な研究会、学習会の開催に関するこ

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 事務局員 若干名

- (2) 役員は、次の団体・機関の代表をもって構成する。

光学区町内会連合会、光学区老人クラブ連合会、光学区体育会、
光学区の福祉を高める会、光学区子ども会育成連絡協議会、光小学校PTA、
光学区在住行政職員の会、光学区まちづくり推進委員会、光交流館運営委員会、
光交流館、中部地域振興課

(選出方法)

第7条 この会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長は、役員会で互選し、推進委員会で承認する。
- (2) 副会長、事務局長、事務局員は会長が委嘱し、推進委員会で承認する。

(任務)

第8条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合は代行する。
- (3) 事務局長 この会の事務を総括する。
- (4) 事務局員 この会の運営に参画する。

(任期)

第9条 この会の役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(推進委員)

第10条 この会の推進委員は、構成する団体・機関から選出された者で構成する。

(会議)

第11条 この会の会議は、次のとおりとする。

(1) 役員会 この会は、第6条に定める役員をもって構成し、会長が招集する。

この会において、推進委員会への提出議案の作成、推進委員会で決定された事項の推進、緊急事項の処理、その他会長が必要と認めた事項を協議する。

(2) 推進委員会 この会は、役員と推進委員で構成する。
この会において、役員の決定及び活動方針、活動計画等推進にかかわる事業について協議・決定・実施していく。

(補則)

第12条 この会に必要な規定は、別にこれを定めることができる。

附 則

この規約は、2002年7月17日から施行する。

2003年7月16日 "

2006年7月13日 "

2008年7月14日 "

2010年7月14日 "

2011年7月 4日 "

2019年7月19日 "

2021年7月30日 "

2023年7月19日 "

*一部機関名の名称変更、団体の解散に伴い改正

2024年7月17日から施行する。

*2条・5条の見直し

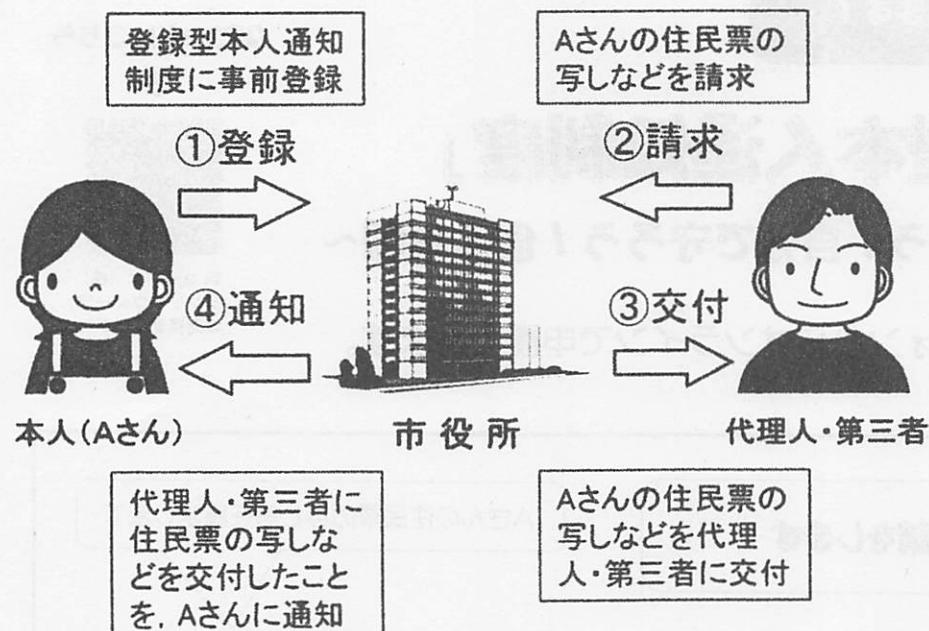
(改正前)

第2条 この会は、人権尊重を基本にくらしの中のさまざまな人権問題を考え、差別をなくす意欲と実践力をもった学区民の育成を目的とする。

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権啓発推進のために必要な調査研究
- (2) 人権啓発の推進、諸計画の立案・実施に関すること
- (3) 人権啓発に関する資料の収集及び作成
- (4) 目的達成のために必要な研究会、学習会の開催
- (5) その他、人権啓発推進のために必要な諸事業

一人ひとりが大切にされ つながり合うまちづくり



市民課(0928-1057)
0305943

知っていますか？

登録型本人通知制度

登録型本人通知制度って？

大切な個人情報を守るために登録しよう

戸籍謄本や住民票の写しなどから、現住所や家族構成、年齢、本籍地などの個人情報を把握することができます。これが悪用されると重大な人権侵害につながる恐れがあります。

実際に過去にも調査会社の依頼を受けて、戸籍謄本や住民票の写しなどの個人情報が不正に取得され、結婚や就職の際に身元調査などに利用される事件が発生しました。

本市では個人の人権が侵害されることを防止するため、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を代理人や第三者へ交付した時、事前登録した人へその実事を知らせる「登録型本人通知制度」を実施しています。

登録するメリットは？

この制度に登録して、自身自身の証明書が交付された事実を知ることで、不正取得の早期発見へつながります。また登録者が増えることで委任状の偽造や身元調査などの未然防止、不正取得を抑制する効果も期待しています。

登録できる人

本市に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む。ただし死亡した人や失踪宣告を受けた人を除く）

通知対象の証明書

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍の謄抄本、戸籍の記載事項証明書（除票・除籍を含む）

登録申請の方法

電子申請 本人が市役場の電子申請システムから申請※本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）の画像添付が必要

窓口申請 本人が受付窓口で申請※本人確認書類が必要

■受付窓口

市民課、松永・北部・東部・神辺市民サービス課、鞆・内海・沼隈・芦田・加茂・新市支所、水呑分室

これらの行為はプライバシーを侵害するだけでなく、個人の尊厳を否定するものであるため、決して許されることではありません。自分自身の人権を守るためにも、私たち一人ひとりが人権意識を高めなければなりません。

ここで近隣の住民に聞き合わせをしたり、調査会社などの第三者を通じて調べたりすることを身元調査といいます。



↑市役場（電子申請システムからの登録）はこちら



いつでもどこでも
オンラインで申請できます！

QRコードはこちら

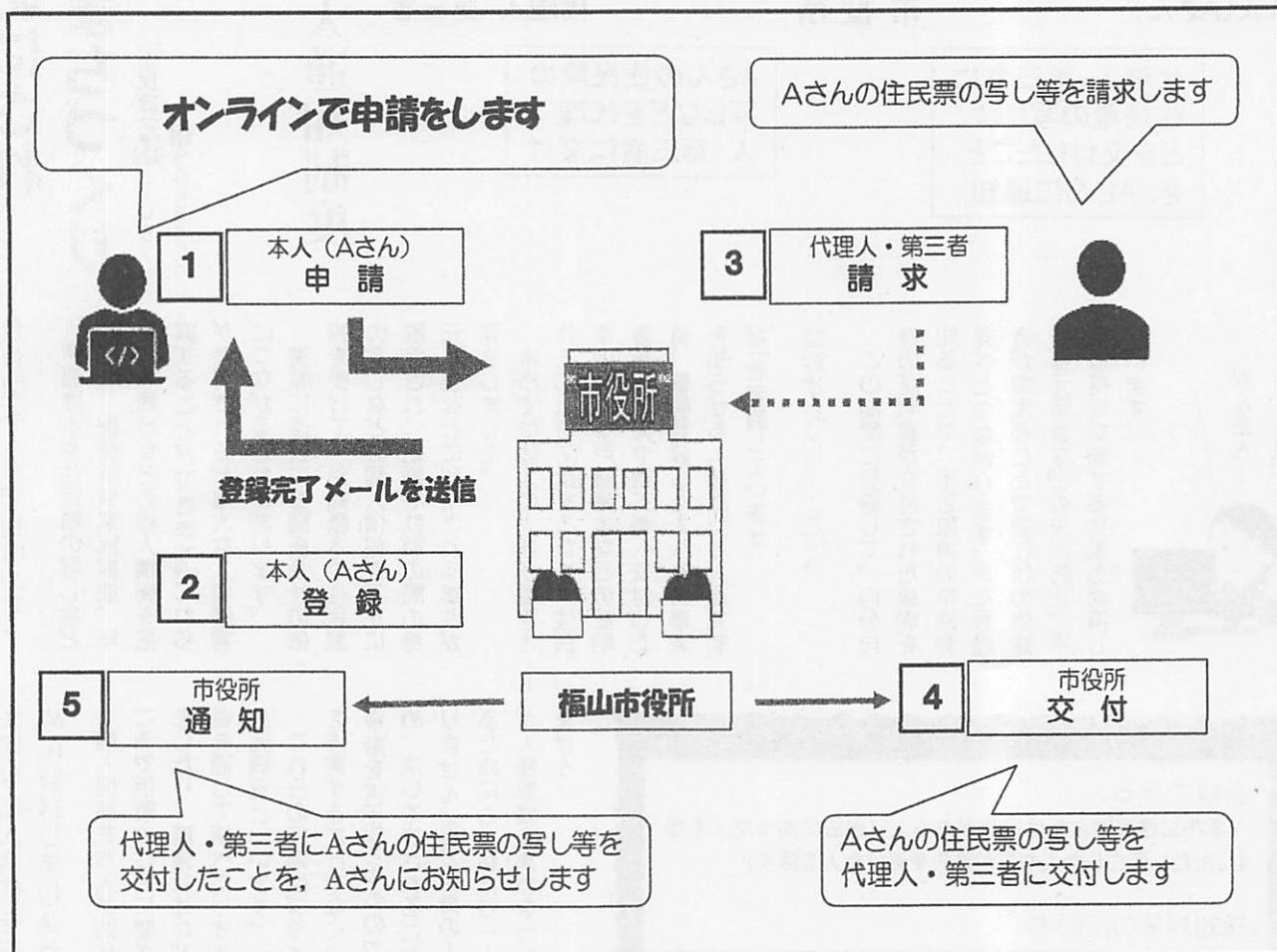


QR コードは（株）
デンソーウェーブ
の商標登録です

「登録型本人通知制度」

～登録しよう！自分で守ろう！個人情報～

パソコンやスマートフォンからオンラインで申請できます。
ぜひご利用ください。



■登録できる人： 福山市に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む。
ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人を除く。）

■申 請 方 法： 福山市のホームページ『福山市電子申請サービス』から手続
※本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の画像
の添付が必要です。

■電子申請ができる人： 本人（法定代理人（親権者のみ）は代理で申請ができます。）

■お 問 合 わ セ： 本庁市民課 (TEL084-928-1057)